

流産等を経験された方へ

おなかの赤ちゃん給付金(妊婦支援給付金)は、令和7年4月1日以降に、流産・死産・人工妊娠中絶を経験された方も対象になります。

給付金	対象者	給付金額	申請期限
おなかの赤ちゃん給付金 1回目 (妊婦給付認定申請)	・令和7年4月1日時点で妊娠中、もしくはそれ以降に妊娠された方 ・申請時点で小松市に住民登録がある方 ・他の市町村で妊婦支援給付金1回目の支給を受けていない方	妊婦1人につき 5万円(国の妊婦支援給付金1回目)	医療機関で胎児心拍が確認された日から2年経過後の前日まで(胎児心拍が確認された日が令和7年3月31日以前の場合は令和9年3月31日まで)
おなかの赤ちゃん給付金 2回目 (胎児の数の届出)	・申請時点で小松市の妊婦給付認定を受けている方 ・他の市町村で妊婦支援給付金2回目の支給を受けていない方	胎児1人につき 5万円(国の妊婦支援給付金2回目)	流産等の事実が医療機関において確認された日から2年経過後の前日まで

※「医療機関により胎児心拍が確認できた」ことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しています。

申請について

ご自身の状況によって、提出する申請書が異なります。下の表をご確認いただき、○のある申請書を提出してください。

給付金申請書の種類 \ 流産等の事実が確認された日	妊娠届出前 の場合	妊娠届出後 の場合
おなかの赤ちゃん給付金 1 回目(妊婦給付認定申請)	○	妊娠届出時に案内済み
おなかの赤ちゃん給付金 2 回目(胎児の数の届出)	○	○

申請方法と申請に必要なもの

【おなかの赤ちゃん給付金1回目】

申 請 方 法	郵送申請
申請に必要なもの	◆おなかの赤ちゃん給付金申請書（妊婦給付認定申請書） ◆本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ◆妊婦名義振込口座がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード） （公金受取口座利用の場合は不要） ◆医療機関で胎児心拍を確認した診断書（妊娠届出を提出していない方）

【おなかの赤ちゃん給付金2回目】

申 請 方 法	郵送申請
申請に必要なもの	◆おなかの赤ちゃん給付金申請書（胎児の数の届出） ◆本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ◆妊婦名義振込口座がわかるものの写し（通帳、キャッシュカード） （公金受取口座利用の場合は不要）

申請から支給までの流れ

- ①郵送申請または下記窓口で申請
- ②市で確認後、概ね2ヶ月前後に認定通知書・支払通知書（または支払通知書）を送付し振込

給付についての問い合わせ・申請書送付先

小松市役所子育て支援課 923-8650 小松市小馬出町91番地
TEL:0761-24-8057 Email:shien@city.komatsu.lg.jp



小松市 HP

お子さんを見送られた方へ



小松市では、流産・死産等でお子さまを亡くされたご家族へ、
下記のような相談窓口や事業をご紹介します。
ご自身のタイミングで、ぜひご利用ください。

○産後ケア事業

助産師等が訪問にてマッサージ等の身体のケアをしたり、
ゆっくりお話をお伺いさせていただきます。

利用料：1回 600 円

お問い合わせ先： 小松市すこやかセンター 電話:0761-21-8118

Email:sukoyaka@city.komatsu.lg.jp

○すこやかセンター

保健師や助産師が電話や訪問等にて、お話をお伺いさせていただきます。

お問い合わせ先： 小松市すこやかセンター 電話:0761-21-8118

Email:sukoyaka@city.komatsu.lg.jp

<関連情報>

○流産・死産等を経験された方へ（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/ryuuzan/>

・相談窓口の一覧や、働く女性が利用できる制度、体調などについての
情報が掲載されています。



○心理相談員による「こころの相談」 要予約

面接相談・概ね毎月第2木曜日の午後（原則1回限り）

予約先：小松市いきいき健康課 電話：0761-24-8161

○精神科医による「こころの相談」

面接相談（日程などの詳細はお問い合わせください）

予約先：南加賀保健福祉センター 電話：0761-22-0796

小松市すこやかセンター

小松市向本折町へ 14-4 電話:0761-21-8118

Email:sukoyaka@city.komatsu.lg.jp